

保育に関する資格や ホームヘルパー等の資格をお持ちの方へ

家庭生活支援員になって、ひとり親家庭の生活のお手伝いをしていただけませんか。一時的に生活援助や保育等のサービスが必要なひとり親家庭等を支援する『家庭生活支援員』に登録して下さる方を募集しています。

<家庭生活支援員が行なう生活援助及び保育サービス>

①生活援助

ひとり親家庭等の自宅において、お子さんの食事や身の回りの世話、住居の掃除、生活必需品の買い物、医療機関等との連絡、その他必要な用務

②子育て支援

家庭生活支援員の自宅等において、乳幼児の保育や児童の世話など必要な用務

<家庭生活支援員への応募資格について>

①生活援助

ホームヘルパー1級、2級、3級、介護福祉士、看護師、准看護師、その他の同等の研修修了者

②子育て支援

保育士、子育て支援関係研修(地域保育コース)修了者

<手当について>

家庭生活支援員が行なった支援内容、時間数に応じて支給されます。手当額については裏面をご覧ください。

※ひとり親家庭等からの支援依頼は県母子連で受付し、県母子連が確認と調整を行なったうえ、家庭生活支援員の方に依頼の連絡を行ないます。

※お仕事や家事の合間等でご都合のよい場合に依頼しますので、まずは登録をお願いします。登録の際、資格証のコピーの添付をお願いしています。

※詳細については、一般財団法人 山形県母子寡婦福祉連合会(母子連)にお問合せ下さい。 母子連 TEL 023-633-0962(担当 紅葉)

※登録届の送付先

〒990-0021 山形市小白川町 2-3-31

一般財団法人 山形県母子寡婦福祉連合会(母子連) 宛て

手当額

(1) 日中 (9:00~18:00)

- ①生活援助 @1,860円 × 利用時間
- ②子育て支援
 - ア 家庭生活支援員の居宅及び児童館等で知事が認める場所
@900円 × 利用時間 × [1 + (児童数 - 1) × 0.5]
 - イ 講習会場
@1,350円 × 利用時間

(2) 早朝、深夜 (18:00~翌9:00)

- ①生活援助 @2,320円 × 利用時間
- ②子育て支援 @1,120円 × 利用時間 [1 + (児童数 - 1) × 0.5]

(3) 宿泊分 (22:00~翌5:00)

- ①子育て支援 @4,480円 × 児童数